

●香川県告示第229号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年5月25日

香川県知事 浜田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
令和2年12月1日	医療法人社団きただい医院	木田郡三木町下高岡1464番地12
令和3年4月1日	医療法人正心会 永井循環器内科医院	坂出市川津町2800番地1
令和3年5月1日	辻松外科内科医院	丸亀市前塩屋町一丁目12番24号
令和3年5月1日	つばさクリニック	坂出市川津町2495番地1
令和3年5月1日	医療法人社団健翔会 堀口医院	坂出市川津町3329番地14
令和3年5月1日	医療法人社団逍遥会 おざきこどもクリニック	観音寺市柞田町甲880番地2
令和3年5月1日	医療法人社団みとし会 クニタクリニック	観音寺市柞田町甲1888番地1
令和3年5月1日	みとよ内科にれクリニック	観音寺市本大町1733番地1